

# 調布市公共施設等総合管理計画(検討案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

## 【パブリック・コメント手続の実施概要】

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成28年12月9日(金)～平成29年1月13日(金)
- (2) 周知方法 平成28年12月5日号・12月20号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所5階行財政改革課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 神代出張所, 教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで市役所行財政改革課まで提出, 上記閲覧場所に設置している意見提出箱に投函

### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 39件(11人)

#### <提出意見の内訳>

全般に対する意見	4件
第1章「公共施設等総合管理計画の策定に当たって」に対する意見	0件
第2章「公共施設等の現状と将来の見通し」に対する意見	0件
第3章「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」に対する意見	25件
第4章「施設類型ごとの基本的な考え方(検討の視点)」に対する意見	10件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

## 【意見の概要と意見に対する市の考え方】

### 調布市公共施設等総合管理計画(検討案)全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	公共施設の老朽化に対する今度の計画について、社会を構成する年齢層の変化や人口減に対応するもので、対策はどうしても必要だと思いますが、経済面のみを重視して内容の乏しいものにならないようお願いしたいと思います。	公共施設等総合管理計画(検討案)で述べているように、公共施設を取り巻く環境は今後一層厳しくなっていくことが予想されますが、市ではそのような中でも、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくことを目指しています。そのため、公共施設マネジメントを行うに当たっては、施設の機能は市民ニーズを踏まえて現行のサービス水準を維持することを基本に、集約・複合化、多機能化、アウトソーシング等に取り組んでいきます。
全般	2	(最初にもどりますが、) 経済的な問題は無視できませんが、内容まで貧しくならないよう知恵を結集して下さるよう希望します。	
全般	3	各施設の修ぜんが必要なことは理解できるが、不要な施設は不要と考える。具体的には、各事務所施設(出張所、クリーンセンター)、コミュニティ施設、文化施設などは、利用率とコストをよく検討してほしい。例えば事務施設は、電子化・機械化で対応可能と考える。また、児童館は学童と一体化し、民間開放する。各文化ホールや貸室施設は民間企業への委託による効率化が可能ではないか。調布市には、本当に基幹的インフラへの戦略的/集中的な投資をしていただきたい。具体的には、教育・保育・老人介護・防災ではないか。	公共施設等総合管理計画(検討案)で述べているように、市では、3つの基本方針とそれに連なる実施方針に基づき「持続可能な市政経営」の確立に資する公共施設マネジメントを推進していくこととしています。その中で、基本方針1の実施方針①として、市民サービス提供の在り方の検討を位置付けており、施設を必要としないICT活用によるサービス提供の在り方について検討することとしています。また、基本方針2の実施方針⑥にアウトソーシングの活用を位置付けており、市民サービスが適切に提供されることに留意しつつ、必要に応じて民間企業等のノウハウを活用していくこととしています。その他の御意見、御要望等については、今後の参考とさせていただきます。
全般	4	HP及び中央図書館の冊子で案を拝見しました。検討を頂き感謝しておりますが、資料が一般論、現状の数値資料に占められ、抽象的でわかり辛く、具体性に乏しいです。市民が知りたいのは、例えば「〇〇地区の〇〇館はH〇〇年にたてこわす」⇒理由は利用者が10年以内に80%減少するから、とかそういうことを報告していただきたいのです。	公共施設等総合管理計画は、インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくための市の基本的な考え方を示すものであり、個別の施設の在り方や方向性については、本計画に基づき平成29年度から検討を行うこととしています。

第3章「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
基本方針2 ⑧その他	5	<p>「第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の「基本方針2 適切な維持管理・運営の推進」において、公共施設等における喫煙対策として、「⑧その他」に以下のような文言を明記してほしい。</p> <p>例：「さらに、調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針に基づき公共施設等を禁煙にすることで維持管理コストを縮減します。」</p> <p>理由：公共施設等において喫煙所を設けることは、その場の清掃コストだけではなく、空調や壁面等の劣化を招きます。調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針において、屋内は禁煙と定められていることから、市民の健康に配慮し、かつ設備の維持管理コストを縮減する施策を明記するべきと考えます。</p>	<p>御意見を参考とさせていただき、受動喫煙防止やバリアフリーの促進に関するものなど、市における様々な方針等においては、公共施設にも関連するものがあることを踏まえ、公共施設マネジメントにおける基本方針2の⑧「その他」において、公共施設にも関連する市の様々な方針等との整合を図りながら、取組を進めていく旨の記述を追加しました。</p> <p>&lt;計画本文（下線部を追加）&gt;  <u>⑧その他（建設コストの縮減、環境負荷の低減等）</u>  <u>施設の標準仕様を定め、施設に応じた適切なグレードの建材等の選択や汎用品の活用により、建設コストの縮減に向けた検討を行います。また、設備の改修に当たっては、省エネ効果の向上及び改修費の縮減を図るため、ESCO事業<sup>*</sup>の導入を検討します。その他、受動喫煙の防止やバリアフリーの促進など、公共施設にも関連する市における各種方針等の考え方との整合を図りながら、取組を進めます。</u>  <sup>*</sup> 事業所ごとに実施する省エネルギー対策のこと</p>
基本方針	6	<p>社会教育施設公民館について          公民館は、憲法26条の理念に基づいて教育基本法、社会教育法が定めら設置されている。2012年「ちょうふの教育」に公民館の案内が掲載されているように、公民館は人々が集い、学びあい、育ちあい、個人を大切にしながら共によりよい地域をつくっていく、サークル活動・学習・市民生活に欠くことのできない施設です。          調布市社会教育計画～すべての市民の学びが 笑顔あふれる 社会を築く～（平成25年～34年）には、「公民館の施設整備の推進」（P21）とある。          今、学校教育以外の学びは、「社会教育」または「生涯学習」と言われている。そこで、社会教育法と生涯学習振興法の違いの中で特に強調したいこととして、社会教育法は公的責任として民間活力の導入はしない、学びの目的は個人的な要求ではなく、連帯作り、相互学習、共同学習である、費用は有料（受益者負担）ではなく公的保障などである。          この様なことで、公共施設等総合管理計画案にある民間活力の導入は社会教育施設の公民館にはなじまないと考える。（*調布市の公民館使用料は有料、但し登録団体などは無料）</p> <p>《参考として》 寺中作雄著「公民館の建設」（昭和21年）には、公民とは、「自己と社会との関係についての正しい自覚を持ち、自己の人間としての価値を重んずると共に、一身の利害を超越して、相互の助け合いによって公共社会の完成のために尽くす様な人格を持った人又は其の様な人格にたらんことを求めて努める人の意味である」と述べている。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では、基本方針3として民間活力等の活用を位置付けています。行政と民間事業者等との役割分担のもと、市民サービスが適切に提供されることに留意しつつ、費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間にできることは民間に委ねるという考えのもと、民間活力等の活用の導入を検討し、取組を進めていきます。          なお、個別の施設の在り方、方向性については、公共施設等総合管理計画策定後において検討していくこととしています。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
基本方針	7	<p>児童福祉施設と社会教育施設の維持管理運営のための民間活力の活用について  東部公民館は、東部保育園の2階にあり東部児童館2階の屋外にある緊急避難場所（人工芝のところ）は共有。  また、西部公民館も階下に公民館保育室と児童館がある。  今回の計画にある公立保育園の民間活力の活用、また、児童館機能の活用については、保育園職員・保護者、児童館職員や学童職員・利用者等各々の当事者との話し合いを基本に考えて欲しい。また、東部公民館や西部公民館建物の老朽化などによる複合施設建設計画を行う場合は公民館利用者を含めた検討を切望する。</p> <p>《参考として》 寺中作雄著「公民館の建設」(昭和21年)には、公民とは、「自己と社会との関係についての正しい自覚を持ち、自己の人間としての価値を重んずると共に、一身の利害を超越して、相互の助け合いによって公共社会の完成のために尽くす様な人格を持った人又は其の様な人格にたらんことを求めて努める人の意味である」と述べている。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では、公共施設マネジメントにおける基本方針を支える取組等として、市民との連携を位置付けています。公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、市民の皆様の御理解と御協力が必要であると考えています。そのため、計画策定後においても引き続き、市民の皆様との効果的な連携の在り方を検討していく中で、公共施設マネジメントに取り組んでいきます。</p>
基本方針	8	<p>グリーンホールにネーミングライツ売却を企画し、ホールの建て換え費用、維持費にあて、経費を押さえてはどうか。相模原市や八王子市など近隣でも採用が見られ、魅力的なホールの新設や公演企画の向上に大きく寄与しているように思われる。  質のいい音響に優れ、アーティストに評価され、市民にも愛される日本最高レベルのホールを造るためにも、ネーミングライツは悪くないのではないか。  将来的に「調布音楽祭」の充実と現状の拡大を目指すためにも不可欠だと思う。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では、基本方針3として民間活力等の活用を位置付けています。ネーミングライツをはじめとしたPPP（官民連携）は、限られた財源の中で、質の高い市民サービスを持続的に提供していくに当たって効果的・効率的であることから、財源確保の観点も含め、効率的な事業手法の導入を検討し、取組を進めていきます。</p>
基本方針	9	<p>施設管理等は極力民間委託を増やし、経費を抑えるべきだ。（ただし、●●●●等、市との関係が深い企業への更なる委託は、ゆ着を招くので、市外企業の積極採用を意識的に増やす努力をしなければならない。）入札に関しては、参加者に競わせ、情報公開を徹底すべきなのと言うまでもない。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では、基本方針2の実施方針⑥アウトソーシングの活用を位置付けています。市民サービスが適切に提供されることに留意しつつ、市民サービスの質の向上や、運営コストの縮減を図るため、必要に応じて民間企業等のノウハウを活用していくこととしています。</p>
基本方針1 (実施方針)	10	<p>市内を4地区に分けて検討しているが、地区を細分化しての検討も望みます。30年後は高齢者社会である。歩いて行けるサービスが求められる。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では、基本方針1の実施方針①の市民サービス提供の在り方の検討において、市民サービスについて、全市対応のものと地域対応のものに分けたうえで、地域対応の市民サービスについては、相応しい地域区分の検討を進めることとしています。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
基本方針1 (実施方針)	11	施設集約、複合化、多機能に関しても、調布駅周辺という一か所に集中することなく、身近な場所に市民が憩える施設も必要です。小さい施設も残しそこでの市民サービスの充実を望みます。	公共施設等総合管理計画では、基本方針1の実施方針③の市民サービス機能の再編の検討において、市民サービス提供の在り方の検討や集約・複合化、多機能化等の検討を踏まえ、既存施設の配置や機能に着目しながら、市民サービス機能の再編の検討を進めることとしています。
基本方針1 (実施方針)	12	多目的施設の検討は、ただの貸館であれば福祉、スポーツ、子育ての区分ははく、生活の場活動において、その施設が使える施設なのかが大切であるので、身近にあれば良いと思う。今でも使えているが、利用料金の問題があります。 今現在、団体免除があるから活動ができていますので、その事を踏まえての検討を望む	御意見、御要望等については、今後の参考とさせていただきます。 なお、多目的施設の検討に限らず、公共施設マネジメントを進めていくうえで、基本方針2の実施方針④利用者負担の適正化の検討を位置付けており、社会情勢の変化や市民ニーズ等を捉えながら、利用の実態に照らし合わせて、現状の料金等の負担について、必要に応じて見直しを図っていくこととしています。
基本方針1 (実施方針)	13	公民館、図書館等の社会教育施設は、貸施設ではない。教育機関である（子育て中の親子、何かを始めようとする人が、大勢のサークルの人たちの中には入って行けない。肩を押してくれる機関が必要です。講座、交流の場、入ること助けてくれる職員が大切。）	御意見、御要望等については、今後の参考とさせていただきます。
基本方針1 (実施方針)	14	貸館だけの機能ではない施設に関しては、十分な検討を望みます。 そこには、専門的な大切な機能がある、専門的な職員がいる。その事の市民サービス、保障を残してほしい。これからの時代、貸館で活動できる市民を増やすためにも、保育相談施設、健康相談施設、社会教育施設の機能は保証してほしい。床面積だけでの検討はふさわしくない。	公共施設等総合管理計画では、公共施設の適正な配置と総量の抑制に当たっては、今後30年間の計画期間を見据えて全体数や床面積等は抑制を図る一方で、施設の機能は市民ニーズを踏まえて現行のサービス水準を維持することを基本に、集約・複合化、多機能化、アウトソーシング等に取り組むこととしています。 また、基本方針1の実施方針①の市民サービス提供の在り方の検討において、サービスの需要と供給のバランスを勘案しながら、既存のサービスの点検を行うことを位置付けています。
基本方針1 (実施方針)	15	施設を必要としない市民サービスとは？ ICT活用であるなら、誰でも活用できるわけでもないので導入には、指導できる職員の配慮などの配置をお願いしたい。	施設を必要としない市民サービスの一つとして、ICTを活用したサービスの提供があると考えています。頂いた御意見、御要望等については、今後の参考とさせていただきます。

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
基本方針1 (実施方針)	16	<p>計画の現時点での目標値を定めている自治体があるが、必修ではないのであるなら定めなくて欲しい。検討するのであれば今期計画ではなく、次期計画に出したら？</p> <p>床面積だけで測れないものもある。急ぐことなく出来る所から進め検証して言ってほしい。他市の状況（市民の声）をみながらの検証をも望みます。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では、第3章2 総合管理計画における目的と目標の中で、「公共施設の全体数や床面積、管理運営・改修費の抑制」を目標としております。</p> <p>目標値については、総合管理計画に基づく今後の個別の施設の在り方や方向性の検討、人口動向に応じた公共施設の需要等の状況を踏まえ、平成31年度からの次期基本計画期間以降に検討・設定を行い、必要に応じて総合管理計画の見直しに反映することとしています。</p> <p>総合管理計画は、基本計画の改定に合わせて見直しや修正等を行うとともに、市民や市議会の皆様と情報共有を行い、御意見を伺いながら取組を進めていくこととしています。</p>
基本方針1 (実施方針)	17	<p>借地物件は少なくしたい。借地施設の公表はされていないようですが、その床面積はどれくらい？その部分の負債を未来に向けて減らしてほしい。</p>	<p>施設や土地の保有状況については、平成28年度に作成した公共施設白書において整理しており、民間等から借り上げている施設の割合等を記載しているところです。</p> <p>また、基本方針2の実施方針⑦公共施設の安定的な運営において、民間等から賃借している土地・建物については、相続等により施設の存続に影響を及ぼす場合もあることから、効率的・安定的なサービスを提供するために、優先度を踏まえながら、必要に応じて施設の集約・複合化等を図ることとしています。</p>
基本方針2	18	<p>公共施設のコストの縮減も必要であるが、他民間施設との複合施設等では、大規模修繕費の積み立て金が発生する。その時の費用等の対応策は。</p>	<p>民間施設と複合した施設に係る大規模修繕費の取扱いについては、契約により様々な形態が考えられることから、個々の契約に応じて対応してまいります。</p>
基本方針2	19	<p>大型になれば、施設の維持管理費が小さい施設より膨大である。修繕費もかかることも含め、複合の施設を前提として考えるのではなく、統廃合を考える前に、今の施設を上手く残すことの検討を。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では、基本方針2の実施方針①として長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を位置付けており、その中で、長寿命化による供用期間の延長が見込める建物については、必要に応じて長寿命化を行うこととしています。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
基本方針2	20	利用者負担の適正化とは、どれを基準に適正とするのか。今まで以上に貧困の差が大きくなっています。年金暮らしの高齢者も多いこともあり、利用者の負担増になり、活動が出来なくならないように望みます。 利用料増をおさえ、他の方法でまかなえないか。個々の施設の稼働率を高める。利用時間の区分の見直しなどの検討をもし、利用料の増加で市民の活動の低下、家にこもる人たち、高齢者が増えないように考えて欲しい。	公共施設等総合管理計画では、質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「持続可能な市政経営」の確立を目指して、3つの基本方針とそれに連なる実施方針に基づき公共施設マネジメントに取り組むこととしています。 その実施方針の一つとして、利用者負担の適正化の検討も位置付けているところです。検討に当たっては、社会情勢の変化や市民ニーズ等を捉えながら、利用の実態に照らし合わせて、現状の料金等の負担について、必要に応じて見直しを図っていくととしています。
基本方針2	21	施設管理の一元化 = 民間の導入ありきの検討にならないよう、それぞれ施設、行政の役割を怠らない様に検討を望みます。	基本方針2の実施方針⑤施設管理の一元化の検討とは、ファシリティマネジメントに取り組んでいる先進自治体の中に、特定の1つの部署による施設管理を実施している自治体もあることから、市の現行の体制と比較しながら、市にふさわしい施設管理の在り方と体制を検討するものです。
基本方針2	22	太陽光などのエネルギーを積極的に導入し、LEDなどエコの施設に。	基本方針2の実施方針⑧その他において、環境負荷の低減の視点にも配慮することとしています。
基本方針3	23	民間企業の導入を先に変える（考える？）のではなく、市民団体、NPO法人、高齢者事業団（？）などの調布の市民の力を活用できる場、施設としてほしい。 市民を育てる講座などを積極的に設け、市民団体の育成にも力を入れて欲しい。 高齢者の力も高めて欲しい。	基本方針3の実施方針②として他の行政主体等との連携を位置付けております。その中で示すとおり、公共施設の中には地域に根差した施設も多く存在することから、維持管理等における市民との連携・協働の在り方についても検討を進めていくととしています。
基本方針3	24	民間の活力としているが、民間は利益がでないとやっけて行かない。と言うことはそれだけ市民に負担がいくことになる。一部のお金がある人たちが利用できる施設でなく、だれでも利用できる公共施設であってほしい。社会教育の施設は、有料にしないでほしい。	基本方針3に記載のとおり、民間活力等の活用にあたっては、行政と民間事業者等との役割分担のもと、市民サービスが適切に提供されることに留意しつつ、費用対効果などを総合的に考慮したうえで、民間にできることは民間に委ねるという考えのもと、民間活力等の活用の導入を検討し、取組を進めていくこととしています。

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
基本方針3	25	<p>施設のコストを考えるのではなく。将来の調布の姿を考えて、未来の子ども達に何をのこすのか、公共施設としての役割を考えて進めて欲しい。</p> <p>将来の調布の青写真を、描き進めて欲しい。小学校の施設を軸にして。</p>	<p>第3章の2. 総合管理計画における目的と目標に記載のとおり、公共施設等を取り巻く環境は、今後、一層厳しくなることが予想されますが、そのような中であっても、市では、質の高い市民サービスを将来にわたり提供できる「持続可能な市政経営」の確立を目指して、公共施設マネジメントに取り組むこととしています。</p>
基本方針3	26	<p>ソフト面の視点を忘れないように検討してほしい。ソフト面は大切である。ソフト面とハード面の二つの視点のバランスが大切。</p> <p>ハードだけで考えて進めると、ソフト面が入りにくくなり、窮屈は施設になる。</p> <p>ただ借り施設になるだけでそこに市民同士の交流の場は少なくなる。大きな施設も必要であるが、利用者の顔が見える施設は市民の交流の場になる。</p> <p>たづくり施設の中にみんなの広場、あくすのはばたけのようなオープンスペースがあり、色々なことを教えてくれる職員がいることで、ほっとする。人、職員のソフト面は大切である。箱もの施設より中身が大切。</p> <p>教育施設である公民館は、サークルの運営の仕方なども職員から教わりみんなで運営することを学び、その視点を持つ市民が育ち、市政の力になっている。</p>	<p>公共施設の適正な配置と総量の抑制に当たっては、施設の機能は市民ニーズを踏まえて現行のサービス水準を維持することを基本に、集約・複合化、多機能化、アウトソーシング等に取り組むこととしています。また、基本方針1において、機能維持を図りながら、公共施設の最適化に向けた適正な配置と総量の抑制に必要な方策を検討し、取り組んでいくこととしており、実施方針①において、サービスの需要と供給のバランスを勘案しながら、既存のサービスの点検を行うこととしております。</p>
基本方針3	27	<p>仙川劇場だが、建設時に可動ステージにした。色々なことができるようにと考えて、お金がかかるから人道でイスを動かす劇場にしたが、動かすのが大変で多目的に使いづらい。どこにお金をかけるのか、実際に使う市民の意見を聞き計画を進めて欲しい。</p>	<p>公共施設マネジメントにおける基本方針を支える取組等③市民との連携に記載のとおり、公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、市民の皆様の御理解と御協力が必要であると考えています。そのため、計画策定後においても引き続き、市民の皆様との効果的な連携の在り方を検討していく中で、公共施設マネジメントに取り組んでいきます。</p>
基本方針3	28	<p>有名な設計士に頼むより、市民の力で使いやすい施設にしていくことを望みます。</p> <p>教育会館の前に市民センターは、施設的には何もなかったが、広く何にでも使えた。</p> <p>市民同士、融通しあい、顔に見える関係で使いやすい施設でした。</p> <p>きれいな施設より、使い勝手の良い施設にするには使用している市民の声をきいて</p> <p>個別計画は、丁寧に提示して、設計図も一緒に作りたいですね。</p>	<p>公共施設マネジメントにおける基本方針を支える取組等③市民との連携に記載のとおり、公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、市民の皆様の御理解と御協力が必要であると考えています。そのため、計画策定後においても引き続き、市民の皆様との効果的な連携の在り方を検討していく中で、公共施設マネジメントに取り組んでいきます。</p>
基本方針3	29	<p>計画を進めるにあたり、その地域の特性をいかした地域、施設づくりを進めて欲しい。公共施設は市民にとって大切な生活の中心である。行政が勝手に進めるのではなく、そこにすんでいる地域にいる市民とともに、設計していけたら。</p> <p>この計画が市民の交流の機会、地域力、教育力につながるとういですね。</p> <p>元気な地域、元気な調布になるのでは。</p> <p>市民とともにこの計画を作りたいですね。未来の調布、未来の子どもたちの為に。</p>	<p>公共施設マネジメントにおける基本方針を支える取組等③市民との連携に記載のとおり、公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくためには、市民の皆様の御理解と御協力が必要であると考えています。そのため、計画策定後においても引き続き、市民の皆様との効果的な連携の在り方を検討していく中で、公共施設マネジメントに取り組んでいきます。</p> <p>また、第4章に記載のとおり、個別の施設の在り方や方向性の検討に当たっては、基本方針及び実施方針を基本に、地域の実情等も勘案しながら、検討を進めていきます。</p>

第4章「施設類型ごとの基本的な考え方(検討の視点)」

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章	30	社会教育法の第一章第三条の①②③を守って頂きたい。	公共施設等総合管理計画は、インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくための市の基本的な考え方を示すものであり、個別の施設の在り方や方向性については、本計画に基づき平成29年度から検討を行うこととしています。
第4章	31	社会教育法第五章公民館第20条(目的)も今まで通り生かしてください。公民館は社会人としての生き方を学べる貴重な場であり、誰でもが何時でも利用することをうたっています。協働化、助けあいを促し、孤独化を防ぐためにもそのあり方はもっともっと工夫されるべきだと思います。	なお、第4章の施設類型ごとの基本的な考え方に記載のとおり、社会教育施設については、機能や地域の特性に応じた、今後の施設の在り方について検討することとしています。
第4章	32	最近外国人がふえました。日本にはなかなかなじめなくて困っている人もいる筈です。国際交流をめざした市の対策を求めます。それが社会教育の中で可能になると思います。	
第4章	33	日本の少子高齢社会の現状並びに将来の人口減少を踏まえて導きだされる視点から、次に掲げる所施設について特に述べたい。 1. 青少年の健全育成観点 青少年の現状で起きている いじめ、犯罪、自殺などのこんげんは孤立、孤独、存在感の喪失などに起因するものと考え。従って社会との交流、活躍、学びの場即ち社会教育施設の保持、維持管理は引き続き必要である。又このような施設は有料化になじまないものであり、従来通り無料として継続すべきである。	
第4章	34	公民館をはじめ、社会教育施設は教育施設であり、貸施設ではない。教育施設であって受益者負担と言う考え方は、なじまない。施設等見直しにあたり、集約・複合化・多機能化の考え方が前提でなく教育施設と言うことを基本に、そこから考えていく必要がある。	

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章	35	<p>グリーンホールの老朽化に伴い、建て替えすべきだと思いますが、新しいホールは武蔵野市や府中市のようにクラシック音楽専門のパイプオルガンを備えたホールも造るべきだという市民の声があると聞きます。私は大賛成です。今のグリーンホールは多目的ホールなので、クラシックにはくすのきホールの方が音響的にはすぐれています。</p> <p>「調布音楽祭」も毎年スケールアップしていて、それに見合うホールが市民としては欲しいです。せっかく、バッハコレギウムジャパンの鈴木さんが音楽ディレクターとして関わっているのだから、ホールの館長なり、音楽・ホールの総合プロデューサーなりになって頂いて、パイプオルガンがある、音のいい新ホールの監修をお願いしてはどうでしょうか。</p> <p>勿論多目的ホールも大事だと思いますが、小さくても日本、または世界に誇れるパイプオルガンのホールがあれば、「音楽祭」の将来にも大きく寄与すると思いますし、「映画のまち」だけでなく、「映画と音楽・芸術のまち 調布」として周囲に認知もされ、文化度の高い自治体として地域のグレードも、市民の民度も上がり、住みたい街になっていくと思います。</p> <p>市内には、日本のトップレベルの桐朋学園大もありますし、多くの音楽家、芸術家、音楽愛好家が在住なので、パイプオルガンのような高い音楽性を持つホールがあれば、演奏者にとってもあこがれのホールになるでしょう。</p> <p>建設費用がかさむ場合は、市民に募金をお願いしてもいいと思います。私も必ず寄付します。</p> <p>調布周辺では府中や八王子、小金井川崎などいいホールが増えて、以前よくあった著名オケの定期演奏会が調布から他の都市に流れてしまっていて、「地盤沈下」を危惧しています。魅力的な講演レパートリーを増やすためにも、目玉となる、世界一音のいいパイプオルガンのホールを実現してほしいと強く願っています。いつかこのホールでBCJの「サンサーンス・オルガン付き」を聞けるのを夢見ています。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくための市の基本的な考え方を示すものであり、個別の施設の在り方や方向性については、本計画に基づき平成29年度から検討を行うこととしています。</p> <p>なお、第4章の施設類型ごとの基本的な考え方に記載のとおり、グリーンホールについては、調布駅前広場の整備完了時期と整合を図る方向で、今後の施設の方向性を定めていきます。</p>
第4章	36	<p>2. 高齢者の健康で楽しく生きがいのある長寿社会の実現</p> <p>青少年の居場所と同様な見地に加えて、世代間の交流、ボランティア活動のための教育、学び、活動の場即ち社会参加のための社会教育施設の確保、維持管理は必要。これも従来通り無料とすべきである。</p> <p>このほか、健康管理のための体育施設、楽しみ、生きがいを見出すコミュニティ施設、文化施設についても極力低廉な料金で提供できるような施策が必要と考える。これによって社会保障費や医療費の削減にも寄与することが期待できる。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくための市の基本的な考え方を示すものであり、個別の施設の在り方や方向性については、本計画に基づき平成29年度から検討を行うこととしています。</p> <p>なお、総合管理計画に基づき、平成29年度から行う個別の施設の在り方や方向性の検討に当たっては、基本方針及び実施方針を基本に、地域の実情等も勘案しながら検討を進めていきます。</p>

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章	37	<p>3. 小・中学校施設</p> <p>将来余剰施設になるとされる小・中学校施設は、前記1. 2への転用による有効活用のため、維持管理が必要と考える。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくための市の基本的な考え方を示すものであり、個別の施設の在り方や方向性については、本計画に基づき平成29年度から検討を行うこととしています。</p> <p>なお、第4章の施設類型ごとの基本的な考え方に記載のとおり、学校施設の改修・更新については、ピーク時を見据え教室が不足しないよう対応しつつ、空教室が生じた際の活用も視野に入れて検討することとしています。</p>
第4章	38	<p>調布市グリーンホールは、建て替えの際、よりレベルの高いホールにするため、現在の敷地の建造物をホールだけに特化し、隣接する福祉センターは別に移すべきだ。（例えば、新しく建て替える市役所内に設ける等。）</p> <p>現状だとコンサートホールなのかセンターなのかかわかりにくいというのもあると思うし、市の施設は、ホール以外駅に近い優良立地にある必要性も高くない。</p> <p>その点も良く考えてもらいたい。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、インフラも含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理を推進していくための市の基本的な考え方を示すものであり、個別の施設の在り方や方向性については、本計画に基づき平成29年度から検討を行うこととしています。</p> <p>なお、第4章の施設類型ごとの基本的な考え方に記載のとおり、グリーンホールについては、調布駅前広場の整備完了時期と整合を図る方向で、今後の施設の方向性を定めていきます。</p>
第4章	39	<p>4. 今後の道路行政に対する考え方</p> <p>人口減少、車離れの傾向から、従来行われてきた道路の車優先社会から人間優先社会への復帰を考えるべきである。例えば、数十年前の都市計画による道路建設計画があっても、災害防止観点の狭隘道路の改修以外は全て中止するべきである。行き止まりの道路があっても良いのではないかと考える。道路は一度建設すると未来永劫に維持管理費が掛かるものである。</p>	<p>公共施設等総合管理計画は、道路、橋りょう、下水道、公遊園などのインフラを含めた公共施設全体の総合的かつ計画的な管理に関する方針を定めるものであります。</p> <p>インフラは、公共施設（建築物）のような総量抑制はなじまないため、既存の施設を長く安全に使用していくという考えのもと、必要に応じて長寿命化や効果的・効率的な維持管理を進めていくこととしています。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。